目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率 3.0％（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0％＝30,000 円

となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

・商号等	:	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	:	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	:	1999 年 5 月
・資本金	:	12,200 百万円
・主な事業	:	金融商品取引業
・加入協会	:	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	:	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	:	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　：0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話） ログイン ID と暗証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　【1年あたりのご負担率（税抜き）】

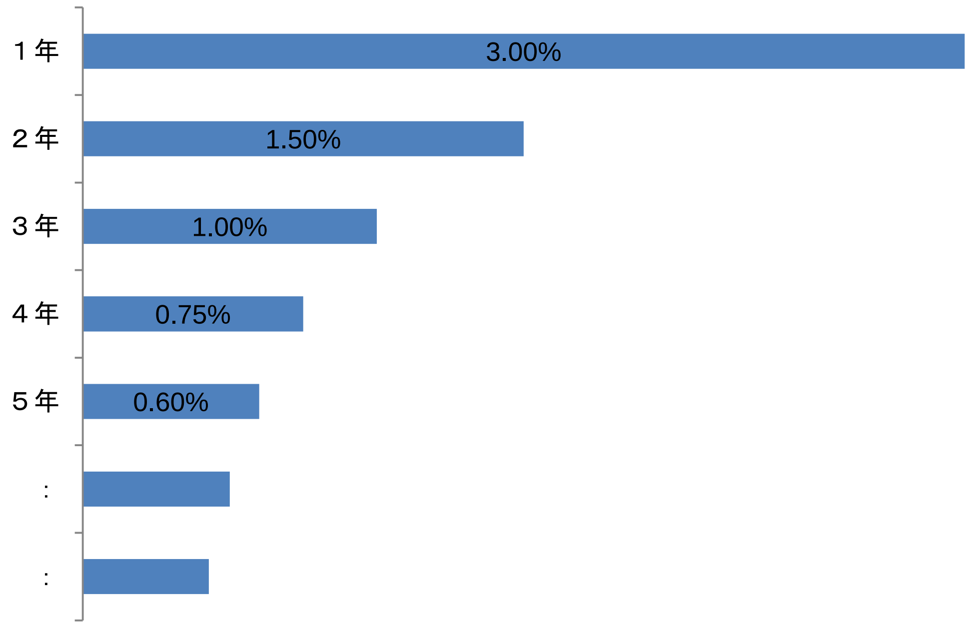

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017 年 10 月）

PineBridge®
INVESTMENTS
パインブリッジ・インベストメンツ

投資信託説明書(交付目論見書)
使用開始日：2021年6月15日

パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド

追加型投信／国内／債券

愛 称：フラットさん

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限(分散投資規制)に定められた比率を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する、特化型運用を行うファンドです。
当ファンドは、投資対象となる債券の発行体(住宅金融支援機構)より、投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書(交付目論見書)です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- この目論見書により行う「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年6月14日に関東財務局長に提出しており、2021年6月15日にその届出の効力が生じております。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は請求目論見書に添付されております。
- 当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
追加型投信	国内	債券

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産(投資信託証券(債券　その他債券(高格付)))	年2回	日本	ファミリーファンド

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔https://www.toushin.or.jp〕をご参照ください。

委託会社 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
(ファンドの運用の指図を行います。)

- 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第307号
- 設立年月日：1986年11月17日
- 資本金：1,000百万円
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：318,600百万円 (2021年4月末現在)

委託会社の照会先
[電話番号] 03-5208-5858(営業日の9:00～17:00)
[ホームページ] https://www.pinebridge.co.jp/

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、独立行政法人住宅金融支援機構が発行している貸付債権担保住宅金融支援機構債券(以下「機構債」といいます。)に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として独立行政法人住宅金融支援機構が発行している機構債を中心に投資を行います。

- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファミリーファンド方式とは>

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。

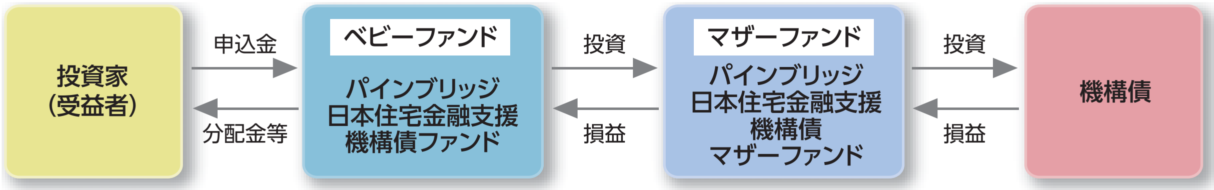

※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有することがあります。

2 原則として、日本国債と同等またはそれ以上の格付けを付与されている銘柄に投資を行い、信用リスクの低減を図ります。

3 年2回(3・9月の各15日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得する場合に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建て資産への投資は行いません。
- 当ファンドは特化型運用を行うファンドに該当するため、同一発行体の発行する銘柄への投資割合には制限を設けません。

当ファンドは機構債に集中して投資を行うため組入構成が特定の発行体に集中しますので、大きな損失が発生する可能性があります。
資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

<当ファンドの運用担当者に係る事項>

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社　債券運用部

運用担当者：2名、平均運用経験年数：23年（2021年4月末現在）

機構債について

● 政府100％出資の住宅金融支援機構が民間金融機関から住宅ローン債権を買い取り、その資産を担保に機構債を組成し、発行します。

● 2001年に旧住宅金融公庫が機構債を発行して以来、原則、毎月新規発行が行われ、累計発行額は約30.5兆円（発行残高は約14.8兆円）となっています。

機構債の基本的なしくみ

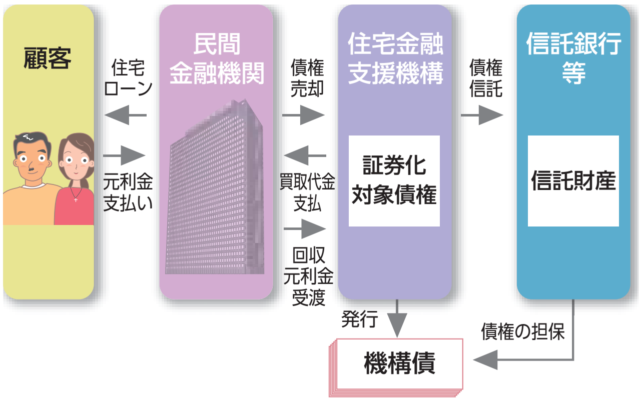

上記は、機構債の基本的なしくみを図示するためであり、すべての事象等を示しているとは限りません。

機構債の発行状況

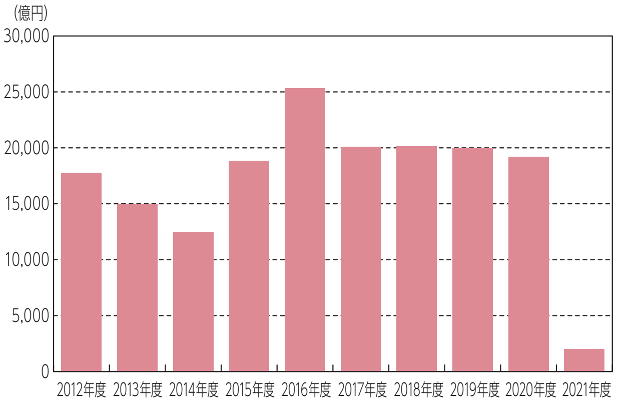

出所：住宅金融支援機構
累計発行額、発行残高は2021年3月末まで、グラフの発行状況（S種債、月次債およびT種債の合計）は2012年度から2021年度まで。（2021年度は4月発行分のみ）
※機構債は旧住宅金融公庫が発行した同種の債券である公庫債を含みます。（以下同じ）

● 機構債の発行額は住宅ローン融資総額に対して内枠になっていることから、これまで発行された多くの機構債にはS&PおよびR&IよりAAAの格付けが付与されています。

格付け推移（S&P）

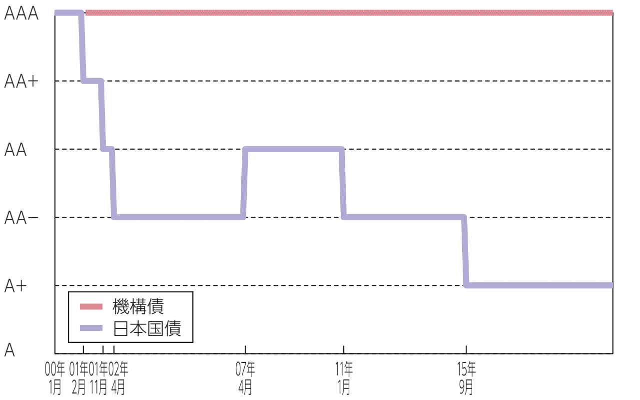

出所：ブルームバーグ
日本国債の格付けは2000年1月から2021年4月（自国通貨建て長期債務を使用）、機構債は第1回公庫債の条件決定時（2001年3月7日）から第168回機構債の条件決定時（2021年4月16日）までを表示しています。
＊S&P（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン）が付与する機構債の格付けには、ストラクチャード・ファイナンス格付けの識別子「(sf)」が付記されます。

第168回機構債超過担保のイメージ

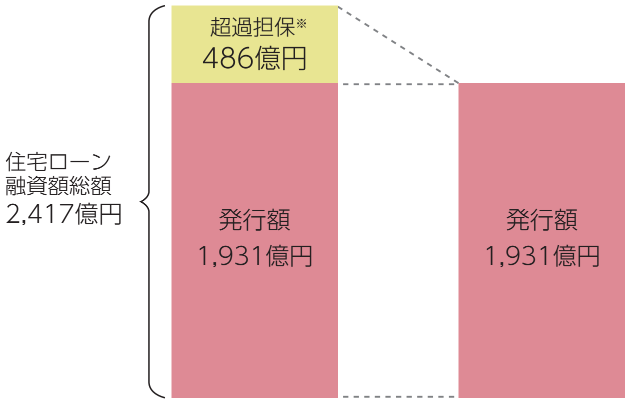

出所：住宅金融支援機構の資料を基にパインブリッジ・インベストメンツが作成しています。
※超過担保は、債権の回収不足に対応する信用補完枠です。通常、住宅ローン融資額総額よりも2～3割少なめに機構債を発行します。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。特に、当ファンドは機構債に集中して投資を行うため組入構成が特定の発行体に集中しますので、大きな損失が発生する可能性があります。
したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

価格変動リスク	一般に債券の価格は、経済・社会情勢、企業業績、発行体の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	債券の価格は金利変動の影響を受けます。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。また、金利変動は、住宅ローン利用者の借換えや繰上返済等の動向にも影響を与えるため、住宅ローン債権を裏付けとする機構債の価格にも影響を与えることがあります。
信用リスク	発行体の倒産や財務状況の悪化、債務不履行等の影響を受け、有価証券の価格は大きく下落します。
流動性リスク	組入有価証券を売買する場合に、需給状況等により希望する時期および価格で売買できないことがあります。
特定銘柄への集中投資リスク	当ファンドは、原則として住宅金融支援機構が発行している機構債に集中して投資するため、住宅金融支援機構の業績・財務状況・規制等の変化により大きな影響を受けます。したがって、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなることがあります。
機構債固有の投資リスク	・当ファンドの主要投資対象である機構債は、住宅ローン債権を裏付けとするため、住宅ローン利用者からの返済に伴い、繰上償還されます。繰上償還の増減が機構債の価格に影響を及ぼす可能性があります。また、償還された元本は再投資することになりますが、市況動向により利回りが低下する可能性があります。 ・機構債の裏付けとなる住宅ローン債権は住宅金融支援機構によって保証されているため、住宅ローン債権が債務不履行となっても元利金は支払われます。ただし、住宅金融支援機構の解散等が生じた場合、機構債は信託受益権へと変更され、住宅金融支援機構による保証がなくなるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。 ・住宅金融支援機構や機構債に関わる法令等の変更により、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファミリーファンド方式で運用されるため、マザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

- 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

参考情報

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

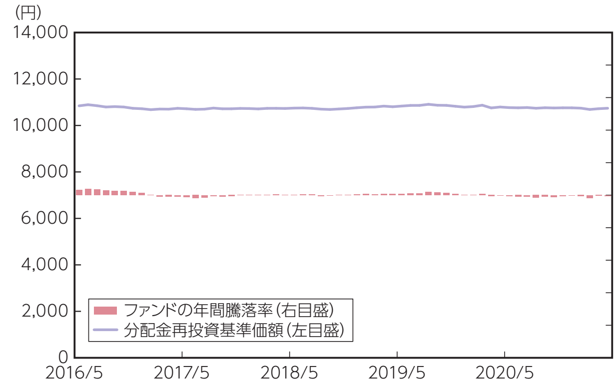

<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

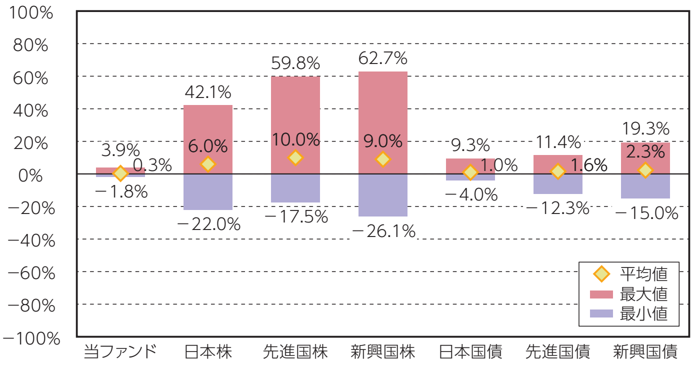

※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2016年5月～2021年4月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

日 本 株：東証株価指数(TOPIX)配当込み
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。
MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

3. 運用実績

基準価額・純資産の推移

(設定日～2021年4月末)

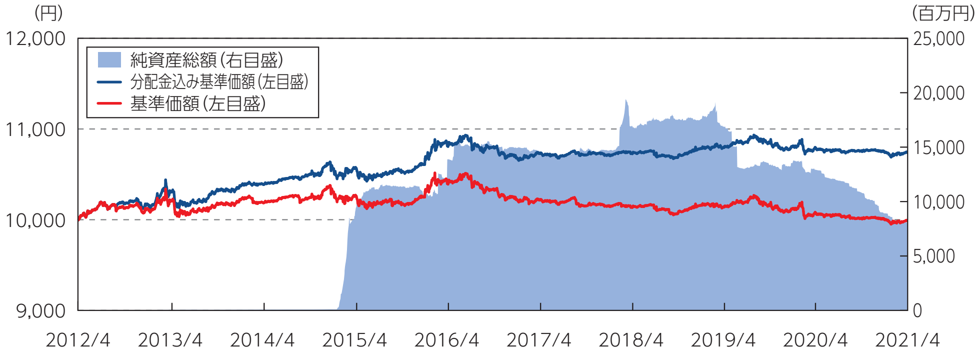

(2021年4月末現在)

基準価額	9,989円
純資産総額	8,018百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2021 年 3 月	10円	2020 年 3 月	30円	2019 年 3 月	30円
2020 年 9 月	30円	2019 年 9 月	30円	設定来累計	740円

主要な資産の状況

(2021年4月末現在)

パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド	99.29%
キャッシュ等	0.71%

●パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還期限	投資比率 (%)
日本	第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.95	2049/10/10	8.19
日本	第97回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.83	2050/6/10	6.63
日本	第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.87	2049/11/10	5.38
日本	第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.74	2050/5/10	5.16
日本	第93回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.60	2050/2/10	4.56

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)

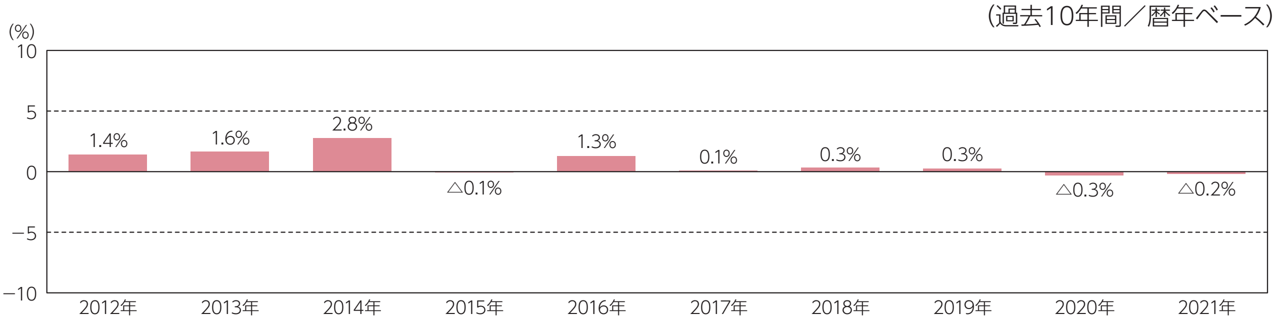

※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2012年は設定日(4月23日)から年末まで、2021年は年初から4月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

前記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時まで
購入の申込期間	2021年6月15日(火)から2022年6月14日(火)まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入の申込を受付けない場合があります。 委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信託期間	2032年4月26日(月)まで(信託設定日:2012年4月23日) ※信託期間は「2022年4月25日(月)まで」から「2032年4月26日(月)まで」に変更しました。
繰上償還	この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは一部解約により受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として、3月・9月の各15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎(3月、9月)及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に**1.65%(税抜1.5%)**の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。	購入時手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に**年0.737%(税抜年0.67%)以内**の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。運用管理費用(年率)は、毎計算期間開始日の前月末における新発10年固定利付国債の利回り(日本相互証券株式会社発表、終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。

<運用管理費用の内訳>

新発10年固定利付国債の利回り(終値)	2%未満の場合	2%以上の場合	
運用管理費用	0.517%(税抜0.47%)	0.737%(税抜0.67%)	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
(委託会社)	0.253%(税抜0.23%)	0.363%(税抜0.33%)	委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価
(販売会社)	0.231%(税抜0.21%)	0.341%(税抜0.31%)	交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
(受託会社)	0.033%(税抜0.03%)	0.033%(税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※委託会社の受取る報酬には、ファンドの監査費用等が含まれます。

その他の費用・手数料

当ファンドにおける有価証券売買時の売買委託手数料等について、保有期間中に信託財産よりご負担いただきます。
※その他の費用・手数料は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

※ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
・下記の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
収益分配時	所得税及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税及び地方税	〈譲渡所得として課税〉差益(譲渡益)に対して20.315%

・上記は2021年4月末現在のものです。
・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・法人の場合は上記とは異なります。
・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

パインブリッジ
日本住宅金融支援機構債ファンド

愛称：フラットさん

追加型投信／国内／債券

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限（分散投資規制）に定められた比率を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する、特化型運用を行うファンドです。当ファンドは、投資対象となる債券の発行体（住宅金融支援機構）より、投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

投資信託説明書（請求目論見書）

2021 年 6 月 15 日

この目論見書により行う「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2021 年 6 月 14 日に関東財務局長に提出しており、2021 年 6 月 15 日にその届出の効力が生じております。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド」は、主に「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」を通じて、実質的に独立行政法人住宅金融支援機構が発行している貸付債権担保住宅金融支援機構債券を主要投資対象としていますので、組入れた債券の価格下落等により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　白勢　菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JA ビル
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド」
投資信託説明書（請求目論見書）　目次

第一部　証券情報	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第二部　ファンド情報	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第１　ファンドの状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
１　ファンドの性格	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
２　投資方針	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
３　投資リスク	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
４　手数料等及び税金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
５　運用状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第２　管理及び運営	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
１　申込（販売）手続等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
２　換金（解約）手続等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
３　資産管理等の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
４　受益者の権利等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第３　ファンドの経理状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
１　財務諸表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
２　ファンドの現況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第４　内国投資信託受益証券事務の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第三部　委託会社等の情報	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
第１　委託会社等の概況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
１　委託会社等の概況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
２　事業の内容及び営業の概況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
３　委託会社等の経理状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
４　利害関係人との取引制限	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
５　その他	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86

（添付）信託約款

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド

（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

※愛称として「フラットさん／♭さん」という名称を使用する場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

※前記金額には申込手数料（当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

※基準価額とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に1.65％（税抜1.5％）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。なお、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2021年 6月15日（火）から2022年 6月14日（火）まで

※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」ということがあります。）については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金額を販売会社に支払うものとします。

取得申込にかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※申込金額とは、取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加えた額とします。

(10)　【払込取扱場所】

申込金額は、取得申込をした販売会社にお支払いください。

(11)　【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

(12)　【その他】

①受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中における毎営業日受付けます。取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までの受付を当日の受付とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の受付となります。なお、取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。

②運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得

申込を受付けない場合があります。また、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことができます。

③取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。（既に取引口座をお持ちの方を除きます。）

④収益分配金の受取方法には、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引後再投資する「分配金再投資コース」の2つの方法がありますので、取得申込時にご選択ください。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

※分配金再投資コースを選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として、「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、独立行政法人住宅金融支援機構が発行している貸付債権担保住宅金融支援機構債券（以下「機構債」といいます。）に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信 追 加 型 投 信	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産（　　　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　　） 不動産投信 その他資産（投資信託証券（債券 その他債券（高格付)）） 資産複合　（　　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義

・追加型投信・・・一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

・国内・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・債券・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

・その他資産（投資信託証券（債券 その他債券（高格付）））・・・目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券（債券 その他債券（高格付）…公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの、「高格付」は格付等クレジットによる属性で特にクレジットに対して明確な記載があるもの）に主として投資する旨の記載があるもの

・年2回・・・目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの

・日本・・・目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・ファミリーファンド・・・目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するもの

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp)をご参照ください。

③ファンドの特色

1．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として独立行政法人住宅金融支援機構が発行している機構債を中心に投資を行います。

・当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

＜ファミリーファンド方式とは＞

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。

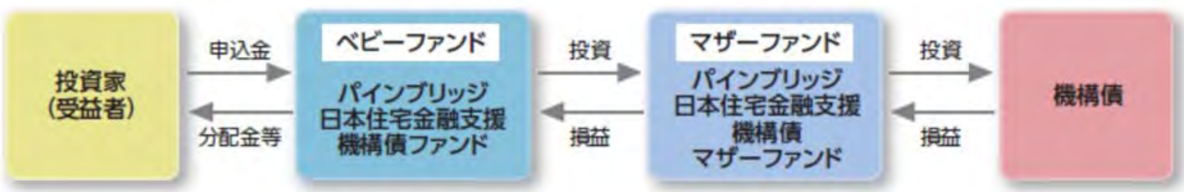

※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有する可能性があります。

2．原則として、日本国債と同等またはそれ以上の格付けを付与されている銘柄に投資を行い、信用リスクの低減を図ります。

3．資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

4．年2回（3・9月の各15日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配

を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

※当ファンドは機構債に集中して投資を行うため組入構成が特定の発行体に集中しますので、大きな損失が発生する可能性があります。

≪機構債について≫

- 政府100%出資の住宅金融支援機構が民間金融機関から住宅ローン債権を買い取り、その資産を担保に機構債を組成し、発行します。

- 2001年に旧住宅金融公庫が機構債を発行して以来、原則、毎月新規発行が行われ、累計発行額は約30.5兆円（発行残高は約14.8兆円）となっています。

機構債の基本的なしくみ

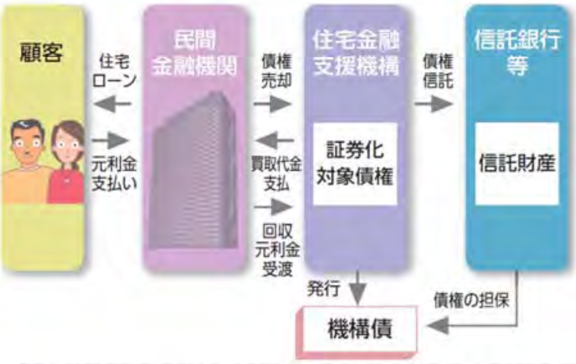

上記は、機構債の基本的なしくみを図示するためであり、すべての事象等を示しているとは限りません。

機構債の発行状況

出所：住宅金融支援機構
累計発行額、発行残高は2021年3月末まで、グラフの発行状況(S種債、月次債および T種債の合計)は2012年度から2021年度まで。(2021年度は4月発行分のみ)
※機構債は旧住宅金融公庫が発行した同種の債券である公庫債を含みます。(以下同じ)

- 機構債の発行額は住宅ローン融資総額に対して内枠になっていることから、これまで発行された多くの機構債にはS&PおよびR&IよりAAAの格付けが付与されています。

格付け推移（S&P）

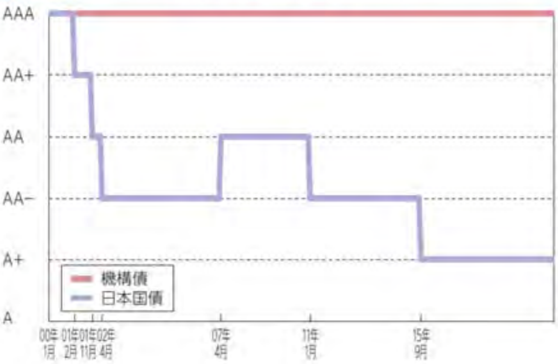

出所：ブルームバーグ
日本国債の格付けは2000年1月から2021年4月(自国通貨建て長期債務を使用)、機構債は第1回公庫債の条件決定時(2001年3月7日)から第168回機構債の条件決定時(2021年4月16日)までを表示しています。
*S&P(スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン)が付与する機構債の格付けには、ストラクチャード・ファイナンス格付けの識別子「(sf)」が付記されます。

第168回機構債超過担保のイメージ

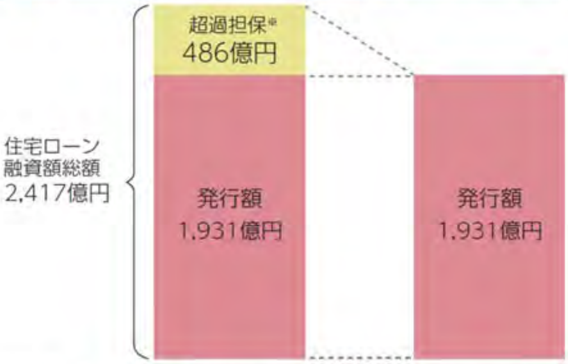

出所：住宅金融支援機構の資料を基にパインブリッジ・インベストメンツが作成しています。
※超過担保は、債権の回収不足に対応する信用補完枠です。通常、住宅ローン融資額総額よりも2～3割少なめに機構債を発行します。

④信託金の限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2012年 4月23日　　ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年 1月31日　　ファンドの名称変更（「パインブリッジ日本高格付債券ファンド」から「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド」に変更。）

2021年 6月15日　　ファンドの信託期間延長（「2022年4月25日（月）まで」から「2032年4月26日（月）まで」に変更。）

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

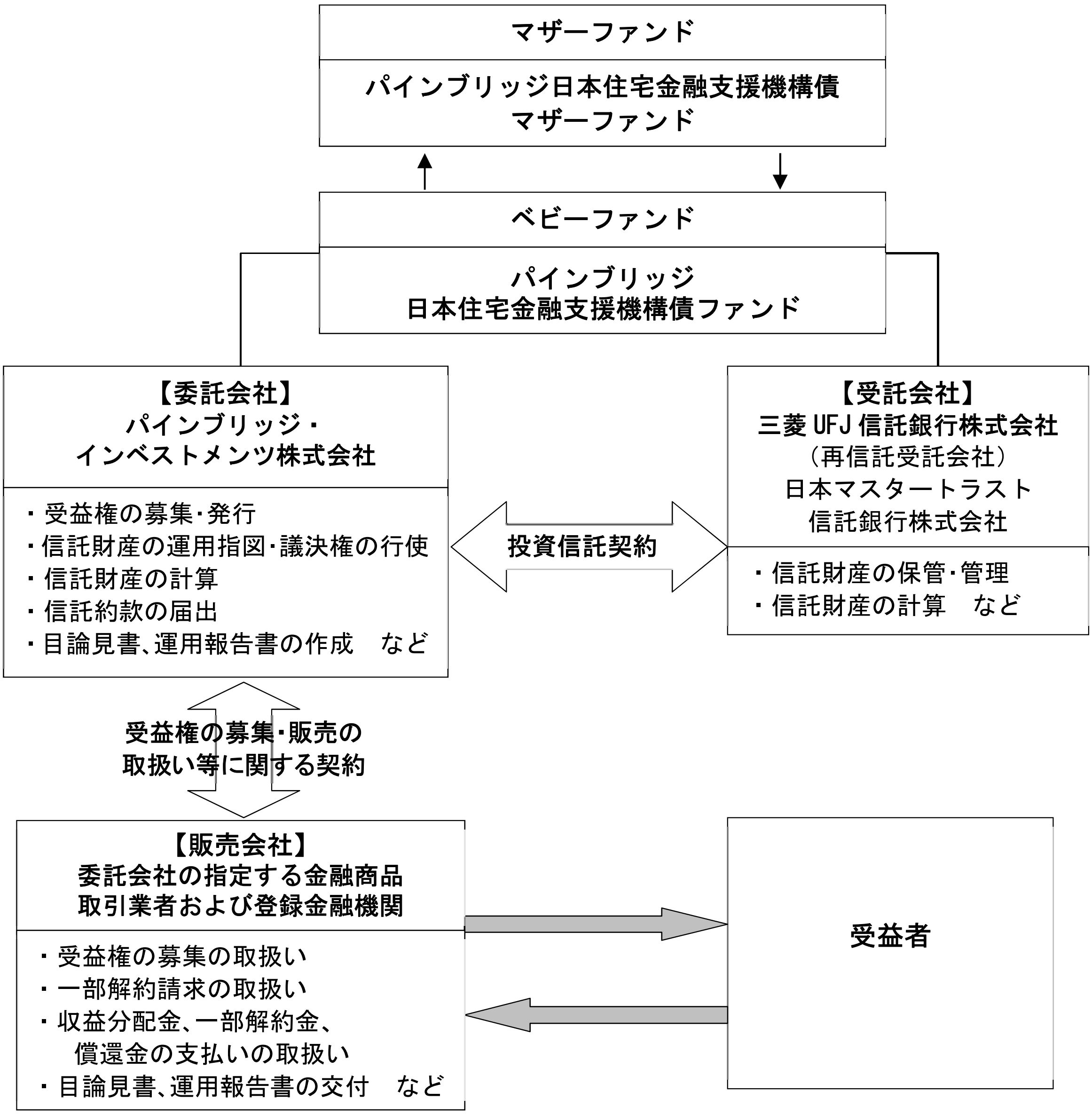

・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額　　1,000,000,000円（2021年4月末日現在）

・会社の沿革

1986年11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
1987年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。
1997年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。
2001年 7月	エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に商号変更。
2002年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
2007年 4月	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
2008年 4月	AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。
2008年 5月	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。
2009年12月	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況（2021年4月末日現在）

株主名	住　所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam　The Netherlands	42,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、主として、独立行政法人住宅金融支援機構が発行している機構債に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

②投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

③投資態度

1．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として独立行政法人住宅金融支援機構が発行している機構債を中心に投資を行います。

2．原則として、日本国債と同等またはそれ以上の格付けを付与されている銘柄に投資を行い、信用リスクの低減を図ります。

3．資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

4．年2回（3・9月の各15日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

（2）【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ．金銭債権（イ．ロ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

６．転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券

７．コマーシャル・ペーパー

８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１．から７．の証券または証書の性質を有するもの

９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

13．外国法人が発行する譲渡性預金証書

14．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

15．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

16．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

17．外国の者に対する権利で前記16．の有価証券の性質を有するもの

なお、前記６．の証券ならびに８．および12．の証券または証書のうち６．の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、１．から５．までの証券ならびに８．および12．の証券または証書のうち１．から５．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、９．の証券および10．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前記５．の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

・委託会社の運用体制

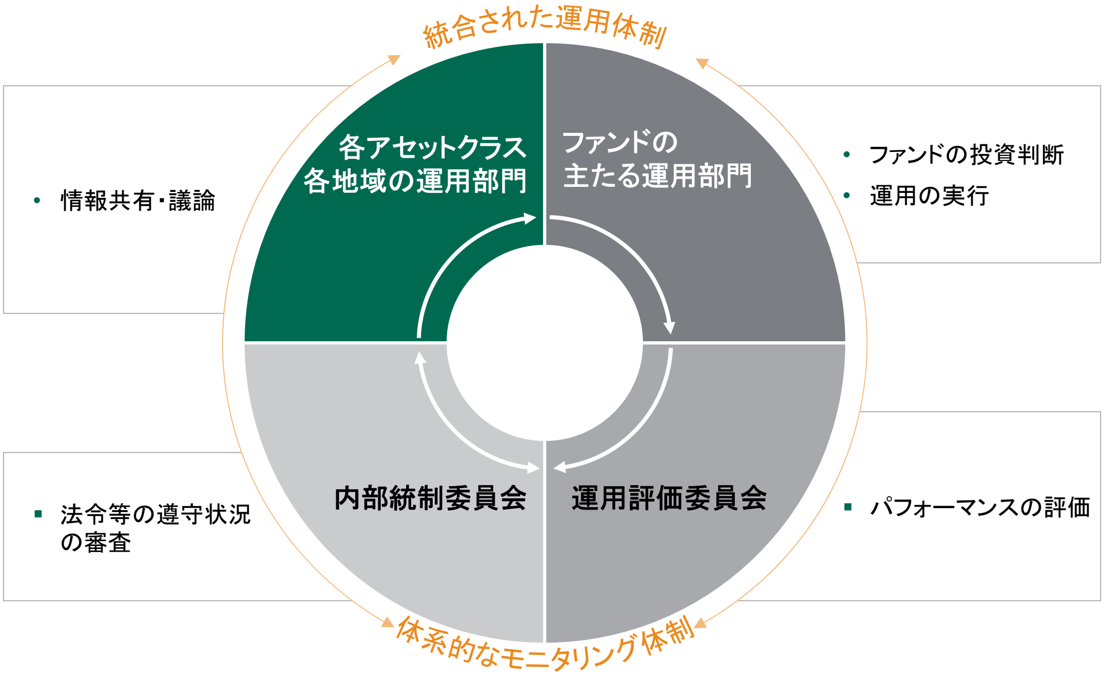

１．投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（9名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

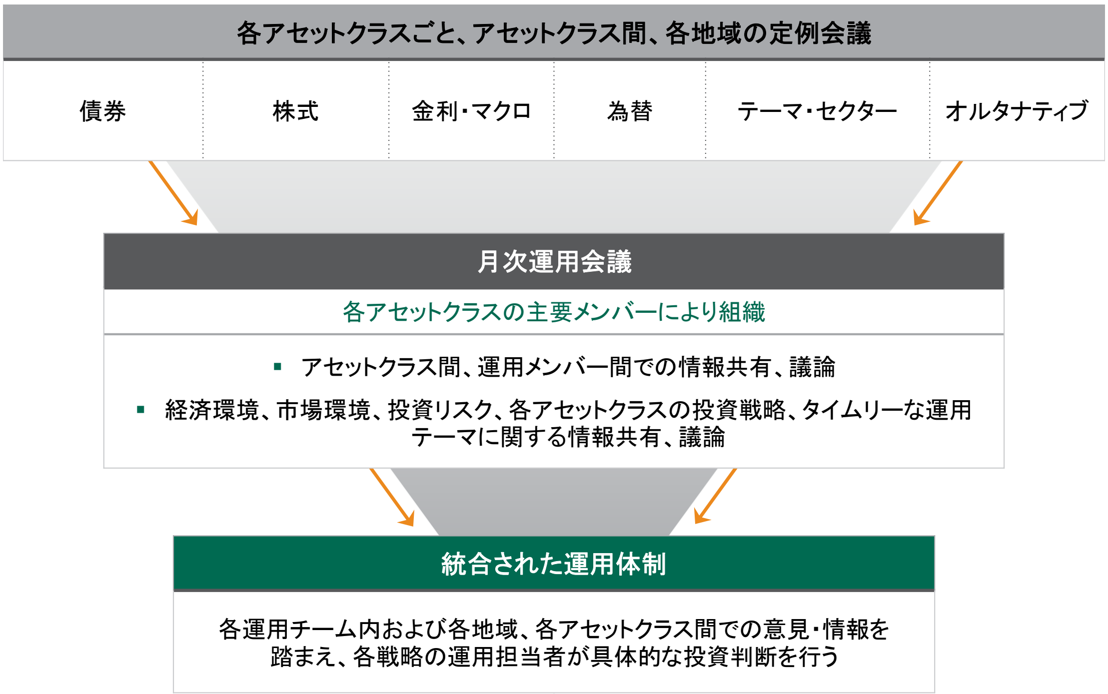

２．パフォーマンス評価とリスク管理

・運用業務部（7名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

３．ファンドの関係法人に対する管理体制

・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

４．当ファンドの運用担当者に係る事項

・パインブリッジ・インベストメンツ株式会社　債券運用部

運用担当者：2名、平均運用経験年数：23年

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は2021年4月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

（4）【分配方針】

①原則として、年2回（原則、3月15日および9月15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

1．分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除

して得た額をいいます。以下同じ。）の全額とします。

2．分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3．留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬（当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買益は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

1．収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

2．前記1．の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対して、原則として、毎決算日の翌営業日に、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3．前記1．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

4．受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。なお、受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定める投資制限＞

①株式への実質投資は、転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

②同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

③同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤外貨建て資産への投資は行いません。

⑥投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものへの投資に限るものとし、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

⑦デリバティブへの投資は行いません。

⑧資金の借入れ

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨信用リスク集中回避のための投資制限の例外

一般社団法人投資信託協会規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率については制限を設けません。

＜法令等による投資制限＞

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の

総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンドの概要

1．基本方針

この投資信託は、主として、独立行政法人住宅金融支援機構が発行している機構債（機構ＭＢＳ）に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

独立行政法人住宅金融支援機構が発行している機構債（機構ＭＢＳ）を主要投資対象とします。

（2）投資態度

①主として独立行政法人住宅金融支援機構が発行している機構債（機構ＭＢＳ）を中心に投資を行います。

②原則として、日本国債と同等またはそれ以上の格付けを付与されている銘柄に投資を行い、信用リスクの低減を図ります。

③資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

①株式への投資は、転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④外貨建て資産への投資は行いません。

⑤デリバティブへの投資は行いません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率については制限を設けません。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンドを通じて、実質的に値動きある有価証券等を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。特に、当ファンドは機構債に集中して投資を行うため組入構成が特定の発行体に集中しますので、大きな損失が発生する可能性があります。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

①価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資する債券の価格は、一般に、経済・社会情勢、企業業績、発行体の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

②金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、金利変動は、住宅ローン債務者（利用者）の借換えや繰上返済等の動向にも影響を与えるため、住宅ローン債権を裏付けとする機構債の価格にも影響を与えることがあります。

③信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・元本・償還金の支払不能、または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

⑤特定銘柄への集中投資リスク

当ファンドは、原則として住宅金融支援機構が発行している機構債に集中して投資するため、住宅金融支援機構の業績・財務状況・規制等の変化により大きな影響を受けます。したがって、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなることがあります。

⑥機構債固有の投資リスク

・当ファンドの主要投資対象である機構債は、住宅ローン債権を裏付けとするため、住宅ローン債務者（利用者）からの返済に伴い、元本の一部または全部が繰上償還されます。繰上償還の増減が機構債の価格に影響を及ぼす可能性があります。また、償還された元本は再投資することになりますが、市況動向により利回りが低下する可能性があります。

・機構債の裏付けとなる住宅ローン債権は独立行政法人住宅金融支援機構によって保証されている

ため、住宅ローン債権が債務不履行となっても元利金は支払われます。ただし、住宅金融支援機構の解散等が生じた場合、機構債は信託受益権へと変更され、住宅金融支援機構による保証がなくなるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

・住宅金融支援機構や機構債に関わる法令等の変更により、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

⑦その他のリスク・留意点

１．カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

２．収益分配に関わるリスク

当ファンドは、決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

３．解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

４．資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

５．繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、残存口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

６．取得申込、解約請求等に関する留意点

取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

７．ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

８．収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の

減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

９．その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）投資リスクに対する管理体制

①委託会社におけるリスク管理体制

１．運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

２．法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

３．内部統制委員会

月１回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

４．運用評価委員会

月１回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

＜参考情報＞

＜年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞

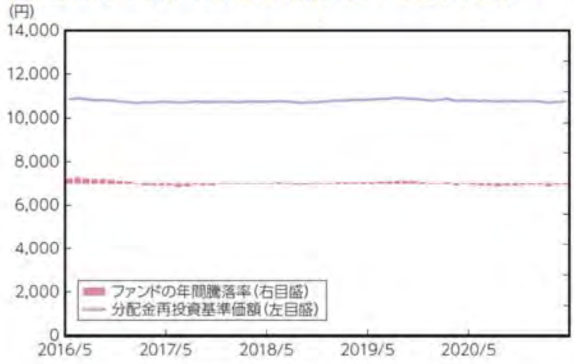

＜代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

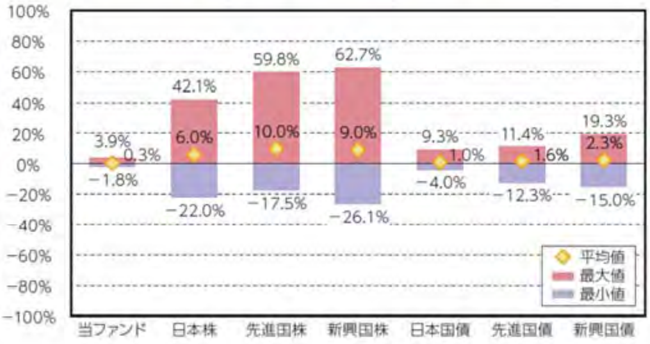

※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2016年5月～2021年4月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

日 本 株：東証株価指数(TOPIX)配当込み
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。
MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に1.65%(税抜1.5%)の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。(申込手数料は当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）なお、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.737%（税抜年0.67%）以内の率を乗じて得た額とします。信託報酬率は、毎計算期間開始日の前月末における新発10年固定利付国債の利回り（日本相互証券株式会社発表、終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。また、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。(信託報酬は当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。)

新発10年固定利付国債の利回り（終値）	2%未満の場合	2%以上の場合
信託報酬	0.517% （税抜0.47%）	0.737% （税抜0.67%）
（委託会社）	0.253% （税抜0.23%）	0.363% （税抜0.33%）
（販売会社）	0.231% （税抜0.21%）	0.341% （税抜0.31%）
（受託会社）	0.033% （税抜0.03%）	0.033% （税抜0.03%）

委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受

託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産から支払われます。

②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額等についても信託財産から支払われます。

③信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

※売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

前記（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315％（所得税15.315％および地方税5％）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315％（所得税15.315％および地方税5％）の税率となります。

②法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算は出来ません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

注１　個別元本について

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

注２　元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2021年4月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2021年4月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	7,961,256,747	99.29
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		57,101,336	0.71
合計（純資産総額）		8,018,358,083	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

１．組入上位銘柄（2021年4月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド	7,005,681,756	1.1330	7,937,437,430	1.1364	7,961,256,747	99.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

２．種類別及び業種別投資比率（2021年4月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1期末 （2012年9月18日）	（分配付） （分配落）	1,522,216 1,514,716	（分配付） （分配落）	10,148 10,098
第2期末 （2013年3月15日）	（分配付） （分配落）	47,727,813 47,494,277	（分配付） （分配落）	10,218 10,168
第3期末 （2013年9月17日）	（分配付） （分配落）	52,871,966 52,611,309	（分配付） （分配落）	10,142 10,092
第4期末 （2014年3月17日）	（分配付） （分配落）	75,244,273 74,876,791	（分配付） （分配落）	10,238 10,188
第5期末 （2014年9月16日）	（分配付） （分配落）	87,050,668 86,625,518	（分配付） （分配落）	10,238 10,188
第6期末 （2015年3月16日）	（分配付） （分配落）	3,678,400,985 3,660,415,326	（分配付） （分配落）	10,226 10,176
第7期末 （2015年9月15日）	（分配付） （分配落）	11,404,083,355 11,348,216,454	（分配付） （分配落）	10,206 10,156
第8期末 （2016年3月15日）	（分配付） （分配落）	10,720,933,869 10,669,540,025	（分配付） （分配落）	10,430 10,380
第9期末 （2016年9月15日）	（分配付） （分配落）	15,300,526,081 15,226,611,671	（分配付） （分配落）	10,350 10,300
第10期末 （2017年3月15日）	（分配付） （分配落）	14,756,173,896 14,684,008,076	（分配付） （分配落）	10,224 10,174
第11期末 （2017年9月15日）	（分配付） （分配落）	14,574,376,107 14,503,120,050	（分配付） （分配落）	10,227 10,177
第12期末 （2018年3月15日）	（分配付） （分配落）	17,087,826,445 17,037,456,662	（分配付） （分配落）	10,177 10,147
第13期末 （2018年9月18日）	（分配付） （分配落）	17,612,591,765 17,560,340,638	（分配付） （分配落）	10,112 10,082
第14期末 （2019年3月15日）	（分配付） （分配落）	18,574,337,562 18,519,566,032	（分配付） （分配落）	10,174 10,144
第15期末 （2019年9月17日）	（分配付） （分配落）	13,310,472,970 13,271,362,823	（分配付） （分配落）	10,210 10,180
第16期末 （2020年3月16日）	（分配付） （分配落）	13,033,906,098 12,995,107,376	（分配付） （分配落）	10,078 10,048
第17期末 （2020年9月15日）	（分配付） （分配落）	11,403,001,651 11,368,946,809	（分配付） （分配落）	10,045 10,015
第18期末 （2021年3月15日）	（分配付） （分配落）	8,257,262,537 8,248,985,165	（分配付） （分配落）	9,976 9,966

	純資産総額（円）	基準価額（円）
2020年 4月末日	12,922,320,024	10,078
5月末日	12,584,300,223	10,054
6月末日	12,104,934,638	10,046
7月末日	11,930,228,558	10,057
8月末日	11,719,016,162	10,029
9月末日	11,258,741,776	10,019
10月末日	10,807,254,047	10,009
11月末日	10,212,049,010	10,016
12月末日	9,710,114,457	10,015
2021年 1月末日	8,918,442,257	10,002
2月末日	8,581,015,230	9,950
3月末日	8,184,875,953	9,971
4月末日	8,018,358,083	9,989

（注）期末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該期末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該期中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

②【分配の推移】

期　　間		1万口当たりの分配金
第1期	自　2012年 4月23日 至　2012年 9月18日	50円
第2期	自　2012年 9月19日 至　2013年 3月15日	50円
第3期	自　2013年 3月16日 至　2013年 9月17日	50円
第4期	自　2013年 9月18日 至　2014年 3月17日	50円
第5期	自　2014年 3月18日 至　2014年 9月16日	50円
第6期	自　2014年 9月17日 至　2015年 3月16日	50円
第7期	自　2015年 3月17日 至　2015年 9月15日	50円
第8期	自　2015年 9月16日 至　2016年 3月15日	50円
第9期	自　2016年 3月16日 至　2016年 9月15日	50円
第10期	自　2016年 9月16日 至　2017年 3月15日	50円
第11期	自　2017年 3月16日 至　2017年 9月15日	50円
第12期	自　2017年 9月16日 至　2018年 3月15日	30円
第13期	自　2018年 3月16日 至　2018年 9月18日	30円
第14期	自　2018年 9月19日 至　2019年 3月15日	30円
第15期	自　2019年 3月16日 至　2019年 9月17日	30円
第16期	自　2019年 9月18日 至　2020年 3月16日	30円
第17期	自　2020年 3月17日 至　2020年 9月15日	30円
第18期	自　2020年 9月16日 至　2021年 3月15日	10円

③【収益率の推移】

期　　間		収益率
第1期	自　2012年 4月23日 至　2012年 9月18日	1.48%
第2期	自　2012年 9月19日 至　2013年 3月15日	1.19%
第3期	自　2013年 3月16日 至　2013年 9月17日	△0.26%
第4期	自　2013年 9月18日 至　2014年 3月17日	1.45%
第5期	自　2014年 3月18日 至　2014年 9月16日	0.49%
第6期	自　2014年 9月17日 至　2015年 3月16日	0.37%
第7期	自　2015年 3月17日 至　2015年 9月15日	0.29%
第8期	自　2015年 9月16日 至　2016年 3月15日	2.70%
第9期	自　2016年 3月16日 至　2016年 9月15日	△0.29%
第10期	自　2016年 9月16日 至　2017年 3月15日	△0.74%
第11期	自　2017年 3月16日 至　2017年 9月15日	0.52%
第12期	自　2017年 9月16日 至　2018年 3月15日	0.00%
第13期	自　2018年 3月16日 至　2018年 9月18日	△0.34%
第14期	自　2018年 9月19日 至　2019年 3月15日	0.91%
第15期	自　2019年 3月16日 至　2019年 9月17日	0.65%
第16期	自　2019年 9月18日 至　2020年 3月16日	△1.00%
第17期	自　2020年 3月17日 至　2020年 9月15日	△0.03%
第18期	自　2020年 9月16日 至　2021年 3月15日	△0.39%

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については前期末分配落基準価額の代わりに1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

収益率＝（当期末分配付基準価額－前期末分配落基準価額）÷前期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期　　間		設定口数	解約口数
第1期	自　2012年 4月23日 至　2012年 9月18日	1,500,000	－
第2期	自　2012年 9月19日 至　2013年 3月15日	46,607,352	1,400,000
第3期	自　2013年 3月16日 至　2013年 9月17日	10,800,503	5,376,428
第4期	自　2013年 9月18日 至　2014年 3月17日	26,256,615	4,891,568
第5期	自　2014年 3月18日 至　2014年 9月16日	15,985,793	4,452,165
第6期	自　2014年 9月17日 至　2015年 3月16日	3,516,897,030	4,795,329
第7期	自　2015年 3月17日 至　2015年 9月15日	10,195,101,281	2,618,852,855
第8期	自　2015年 9月16日 至　2016年 3月15日	2,450,258,598	3,344,869,885
第9期	自　2016年 3月16日 至　2016年 9月15日	7,042,412,727	2,538,299,575
第10期	自　2016年 9月16日 至　2017年 3月15日	1,734,841,953	2,084,559,919
第11期	自　2017年 3月16日 至　2017年 9月15日	1,604,300,843	1,786,253,463
第12期	自　2017年 9月16日 至　2018年 3月15日	4,421,335,225	1,882,619,024
第13期	自　2018年 3月16日 至　2018年 9月18日	6,259,781,772	5,632,667,129
第14期	自　2018年 9月19日 至　2019年 3月15日	3,151,224,076	2,311,089,569
第15期	自　2019年 3月16日 至　2019年 9月17日	2,315,590,690	7,536,051,773
第16期	自　2019年 9月18日 至　2020年 3月16日	2,429,595,278	2,533,403,453
第17期	自　2020年 3月17日 至　2020年 9月15日	699,914,353	2,281,207,923
第18期	自　2020年 9月16日 至　2021年 3月15日	196,245,608	3,270,487,534

（注1）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注2）第1期の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ご参考）パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド

（１）投資状況

（2021年4月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
特殊債券	日本	8,745,209,979	98.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		155,565,721	1.75
合計（純資産総額）		8,900,775,700	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

１．組入上位30銘柄（2021年4月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	特殊債券	第８９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	703,052,000	103.60	728,361,872	103.70	729,128,198	0.95	2049/10/10	8.19
日本	特殊債券	第９７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	571,698,000	103.03	589,020,449	103.23	590,203,864	0.83	2050/6/10	6.63
日本	特殊債券	第９０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	463,617,000	103.19	478,406,382	103.35	479,162,078	0.87	2049/11/10	5.38
日本	特殊債券	第９６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	447,216,000	102.53	458,530,564	102.73	459,433,941	0.74	2050/5/10	5.16
日本	特殊債券	第９３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	398,181,000	101.74	405,109,349	101.94	405,917,656	0.60	2050/2/10	4.56
日本	特殊債券	第８７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	378,736,000	103.63	392,484,116	103.73	392,896,939	0.96	2049/8/10	4.41
日本	特殊債券	第１０５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	355,755,000	102.86	365,929,593	103.09	366,754,944	0.79	2051/2/10	4.12
日本	特殊債券	第１０６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	358,550,000	101.34	363,354,570	101.58	364,225,846	0.54	2051/3/10	4.09
日本	特殊債券	第８６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	344,799,000	103.84	358,039,281	103.94	358,390,976	1.00	2049/7/10	4.03
日本	特殊債券	第１２９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	344,416,000	100.75	346,999,120	101.14	348,356,119	0.46	2053/2/10	3.91
日本	特殊債券	第９５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	330,390,000	102.94	340,103,466	103.16	340,830,324	0.81	2050/4/10	3.83
日本	特殊債券	第１１８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	326,316,000	100.90	329,252,844	101.17	330,140,423	0.47	2052/3/10	3.71
日本	特殊債券	第９１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	316,194,000	103.04	325,806,297	103.22	326,397,580	0.84	2049/12/10	3.67
日本	特殊債券	第１０７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	295,232,000	100.95	298,036,704	101.20	298,786,593	0.48	2051/4/10	3.36
日本	特殊債券	第１２５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	252,192,000	100.52	253,503,398	100.90	254,481,903	0.42	2052/10/10	2.86
日本	特殊債券	第１２２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	249,834,000	100.68	251,532,871	101.06	252,502,227	0.44	2052/7/10	2.84
日本	特殊債券	第９２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	216,436,000	102.51	221,868,543	102.69	222,260,292	0.74	2050/1/10	2.50
日本	特殊債券	第９８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	196,551,000	103.44	203,312,354	103.64	203,707,421	0.90	2050/7/10	2.29

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	特殊債券	第８５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	186,788,000	103.92	194,110,089	104.01	194,289,406	1.02	2049/6/10	2.18
日本	特殊債券	第１５２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	189,854,000	99.71	189,303,423	100.25	190,332,432	0.33	2055/1/10	2.14
日本	特殊債券	第１４６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	185,590,000	98.81	183,381,479	99.34	184,368,817	0.21	2054/7/10	2.07
日本	特殊債券	第１３９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	177,888,000	100.77	179,257,737	101.18	180,001,309	0.46	2053/12/10	2.02
日本	特殊債券	第１４０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	178,638,000	100.19	178,977,412	100.64	179,795,574	0.38	2054/1/10	2.02
日本	特殊債券	第１２８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	169,310,000	100.50	170,156,550	100.89	170,825,324	0.42	2053/1/10	1.92
日本	特殊債券	第１０３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	137,088,000	103.28	141,584,486	103.49	141,884,709	0.86	2050/12/10	1.59
日本	特殊債券	第１０２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	133,538,000	103.27	137,904,692	103.48	138,190,463	0.86	2050/11/10	1.55
日本	特殊債券	第１３６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,691,000	100.64	89,258,622	101.05	89,628,463	0.44	2053/9/10	1.01
日本	特殊債券	第１２１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,643,000	100.62	83,155,386	101.00	83,472,735	0.43	2052/6/10	0.94
日本	特殊債券	第１１６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,945,000	100.98	81,738,261	101.24	81,955,193	0.48	2052/1/10	0.92
日本	特殊債券	第１１５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,610,000	100.47	80,988,867	100.80	81,259,716	0.41	2051/12/10	0.91

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

２．種類別投資比率（2021年4月30日現在）

種類	投資比率（%）
特殊債券	98.25

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

基準価額・純資産の推移

(設定日～2021年4月末)

(2021年4月末現在)

基準価額
9,989円
純資産総額
8,018百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2021 年 3 月	10円	2020 年 3 月	30円	2019 年 3 月	30円
2020 年 9 月	30円	2019 年 9 月	30円	設定来累計	740円

主要な資産の状況

(2021年4月末現在)

パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド	99.29%
キャッシュ等	0.71%

●パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還期限	投資比率 (%)
日本	第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.95	2049/10/10	8.19
日本	第97回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.83	2050/6/10	6.63
日本	第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.87	2049/11/10	5.38
日本	第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.74	2050/5/10	5.16
日本	第93回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.60	2050/2/10	4.56

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)

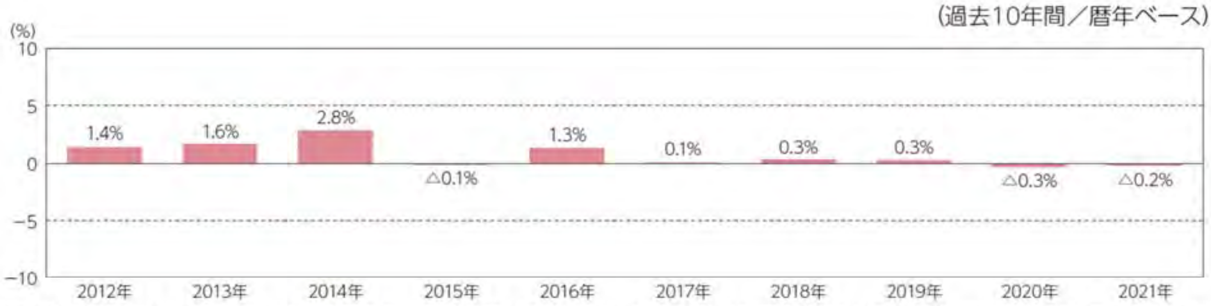

※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2012年は設定日(4月23日)から年末まで、2021年は年初から4月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

前記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

１）取得申込の受付

①申込期間：2021年6月15日（火）から2022年6月14日（火）まで

※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

②取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。

③取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

④運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

⑤取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

２）申込単位・申込価額

①収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。

※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位およびお取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

②受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額に、当該基準価額に1.65%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売

会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

②一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。一部解約の実行請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③解約請求の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

④一部解約時の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の基準価額とします。

⑤一部解約時の価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

⑥委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことがあります。

⑦一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出された価額とします。

⑧解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

⑨解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

１．基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

２．組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日における基準価額で評価します。実質組入債券の評価は、原則として証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）、価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。

３．基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額

として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

2032年4月26日（月）までとします。

※信託期間は「2022年4月25日（月）まで」から「2032年4月26日（月）まで」に変更しました。

なお、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長する場合があります。また、信託期間を繰上げて償還することがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年3月16日から9月15日まで、9月16日から翌月3月15日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】

１．信託の終了

①投資信託契約の解約

１）委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部解約により受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

２）委託会社は、前記１）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

３）前記２）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

４）前記２）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

5）前記２）から４）までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記２）から４）までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

②投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

1）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

2）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記　３．信託約款の変更等　における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

③受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

２．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

①委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

３．信託約款の変更等

①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託会社は、前記①の事項（変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびそ

の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前記①から⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

4．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5．反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

6．運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（3月および9月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ　　https://www.pinebridge.co.jp/

7．信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

８．関係会社との契約の更改

・販売会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

１．収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

２．一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

３．償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

４．帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（2020年9月16日から2021年3月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２１年5月６日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンドの２０２０年９月１６日から２０２１年３月１５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンドの２０２１年3月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

1【財務諸表】

<u>パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド</u>

(1)【貸借対照表】

区分	注記事項	第17期 (2020年9月15日現在) 金額（円）	第18期 (2021年3月15日現在) 金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		478,817,435	145,797,501
親投資信託受益証券		11,246,497,752	8,137,155,392
流動資産合計		11,725,315,187	8,282,952,893
資産合計		11,725,315,187	8,282,952,893
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		34,054,842	8,277,372
未払解約金		290,308,778	291,804
未払受託者報酬		2,042,816	1,621,169
未払委託者報酬		29,961,287	23,777,184
未払利息		655	199
流動負債合計		356,368,378	33,967,728
負債合計		356,368,378	33,967,728
純資産の部			
元本等			
元本		11,351,614,031	8,277,372,105
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		17,332,778	△28,386,940
（分配準備積立金）		419,006	556,923
元本等合計		11,368,946,809	8,248,985,165
純資産合計		11,368,946,809	8,248,985,165
負債純資産合計		11,725,315,187	8,282,952,893

(2)【損益及び剰余金計算書】

区分	注記事項	第17期 自　2020年3月17日 至　2020年9月15日	第18期 自　2020年9月16日 至　2021年3月15日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		27,449,350	△9,342,360
営業収益合計		27,449,350	△9,342,360
営業費用			
支払利息		31,225	37,839
受託者報酬		2,042,816	1,621,169
委託者報酬		29,961,287	23,777,184
営業費用合計		32,035,328	25,436,192
営業利益又は営業損失（△）		△4,585,978	△34,778,552
経常利益又は経常損失（△）		△4,585,978	△34,778,552
当期純利益又は当期純損失（△）		△4,585,978	△34,778,552
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△1,133,921	△2,060,214
期首剰余金又は期首欠損金（△）		62,199,775	17,332,778
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,651,785	283,898
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,651,785	283,898
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,011,883	5,007,906
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,011,883	5,007,906
分配金		34,054,842	8,277,372
期末剰余金又は期末欠損金（△）		17,332,778	△28,386,940

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期 (2020年9月15日現在)	第18期 (2021年3月15日現在)
1. 期首元本額	12,932,907,601円	11,351,614,031円
期中追加設定元本額	699,914,353円	196,245,608円
期中一部解約元本額	2,281,207,923円	3,270,487,534円
2. 受益権の総数	11,351,614,031口	8,277,372,105口
3. 元本の欠損	―	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は28,386,940円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第17期 自 2020年3月17日 至 2020年9月15日	第18期 自 2020年9月16日 至 2021年3月15日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	4,922,826円	1,912,747円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	74,668,988円	33,032,549円
分配準備積立金額	36,825円	299,650円
当ファンドの分配対象収益額	79,628,639円	35,244,946円
当ファンドの期末残存口数	11,351,614,031口	8,277,372,105口
1万口当たり収益分配対象額	70.14円	42.57円
1万口当たり分配金額	30.00円	10.00円
収益分配金金額	34,054,842円	8,277,372円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第17期 自　2020年3月17日 至　2020年9月15日	第18期 自　2020年9月16日 至　2021年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期 （2020年9月15日現在）	第18期 （2021年3月15日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　（単位：円）

種類	第17期 （2020年9月15日現在）	第18期 （2021年3月15日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	25,769,713	△12,209,325
合計	25,769,713	△12,209,325

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第17期 （2020年9月15日現在）	第18期 （2021年3月15日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0015円 （10,015円）	0.9966円 （9,966円）

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表（2021年3月15日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド	7,181,955,333	8,137,155,392	
合計			7,181,955,333	8,137,155,392	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記事項	(2020年9月15日現在)	(2021年3月15日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		124,537,325	116,646,205
特殊債券		12,059,866,413	8,956,622,057
未収利息		1,080,975	823,670
流動資産合計		12,185,484,713	9,074,091,932
資産合計		12,185,484,713	9,074,091,932
負債の部			
流動負債			
未払利息		170	159
流動負債合計		170	159
負債合計		170	159
純資産の部			
元本等			
元本		10,738,514,307	8,009,041,287
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		1,446,970,236	1,065,050,486
元本等合計		12,185,484,543	9,074,091,773
純資産合計		12,185,484,543	9,074,091,773
負債純資産合計		12,185,484,713	9,074,091,932

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までであります。

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2020年9月15日現在）	（2021年3月15日現在）
1. 期首元本額	12,238,664,792円	10,738,514,307円
期中追加設定元本額	352,982,704円	－円
期中一部解約元本額	1,853,133,189円	2,729,473,020円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド	9,911,428,353円	7,181,955,333円
パインブリッジ・ジャパンMBSファンド（適格機関投資家向け）	827,085,954円	827,085,954円
合計	10,738,514,307円	8,009,041,287円
2. 受益権の総数	10,738,514,307口	8,009,041,287口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　2020年3月17日 至　2020年9月15日	自　2020年9月16日 至　2021年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、特殊債券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年9月15日現在)	(2021年3月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券　(単位：円)

種類	(2020年9月15日現在)	(2021年3月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	4,060,019	△31,833,582
合計	4,060,019	△31,833,582

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	（2020年9月15日現在）	（2021年3月15日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1347円 （11,347円）	1.1330円 （11,330円）

(3)附属明細表

第1　有価証券明細表（2021年3月15日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	特殊債券	第85回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　1.0200% 06/10/2049	188,124,000	195,511,629	
		第86回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　1.0000% 07/10/2049	347,438,000	360,793,516	
		第87回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　0.9600% 08/10/2049	381,336,000	395,197,563	
		第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　0.9500% 10/10/2049	709,576,000	735,156,214	
		第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　0.8700% 11/10/2049	467,316,000	482,228,053	
		第91回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　0.8400% 12/10/2049	318,558,000	328,264,462	
		第92回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　0.7400% 01/10/2050	218,028,000	223,504,863	
		第93回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　0.6000% 02/10/2050	572,510,000	582,471,674	
		第95回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　0.8100% 04/10/2050	333,195,000	343,014,256	
		第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　0.7400% 05/10/2050	450,191,000	461,589,836	
		第97回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　0.8300% 06/10/2050	575,208,000	592,688,571	
		第98回貸付債権担保住宅金融支援機構債券　0.9000% 07/10/2050	197,769,000	204,580,164	
		第102回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.8600% 11/10/2050	134,656,000	139,065,984	
		第103回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.8600% 12/10/2050	137,920,000	142,447,913	
		第104回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.8500% 01/10/2051	69,654,000	71,901,038	
		第105回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.7900% 02/10/2051	358,010,000	368,281,306	
		第106回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.5400% 03/10/2051	361,305,000	366,175,391	
		第107回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.4800% 04/10/2051	296,984,000	299,826,136	
		第108回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.3400% 05/10/2051	75,881,000	75,956,122	
		第109回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.3600% 06/10/2051	77,734,000	77,927,557	
		第114回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.3400% 11/10/2051	80,767,000	80,808,998	
		第115回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.4100% 12/10/2051	80,966,000	81,352,207	
		第116回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.4800% 01/10/2052	81,400,000	82,200,162	
		第118回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.4700% 03/10/2052	327,944,000	330,908,613	
		第121回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.4300% 06/10/2052	83,037,000	83,558,472	
		第122回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.4400% 07/10/2052	251,112,000	252,839,650	
		第125回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.4200% 10/10/2052	253,242,000	254,563,923	
		第128回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.4200% 01/10/2053	170,066,000	170,924,833	
		第129回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.4600% 02/10/2053	346,124,000	348,719,930	
		第136回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.4400% 09/10/2053	89,084,000	89,660,373	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		第139回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.4600% 12/10/2053	178,950,000	180,340,441	
		第140回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.3800% 01/10/2054	179,342,000	179,691,716	
		第146回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.2100% 07/10/2054	186,554,000	184,341,469	
		第152回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 0.3300% 01/10/2055	190,682,000	190,129,022	
	計		8,770,663,000	8,956,622,057	
小計				8,956,622,057	
合計				8,956,622,057	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2021年4月30日現在）

Ⅰ　資産総額	8,106,277,028 円
Ⅱ　負債総額	87,918,945 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,018,358,083 円
Ⅳ　発行済数量（口）	8,027,480,057 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	0.9989 円 (9,989 円)

（注）Ⅰの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。（以下同じ。）

（ご参考）パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド

（2021年4月30日現在）

Ⅰ　資産総額	8,900,775,908 円
Ⅱ　負債総額	208 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,900,775,700 円
Ⅳ　発行済数量（口）	7,832,767,710 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	1.1364 円 (11,364 円)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

１．名義書換

該当事項はありません。

２．受益者に対する特典

該当事項はありません。

３．譲渡制限

該当事項はありません。

４．受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿

に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

８．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(2021年4月末日現在)

・資本金の額　1,000,000,000円

・会社が発行する株式の総数　50,000株

・発行済株式総数　42,000株

・資本金の額の増減（最近5年間）

2018年 3月 5日　500,000,000円増加。

・会社の機構

（１）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（２）運用の意思決定

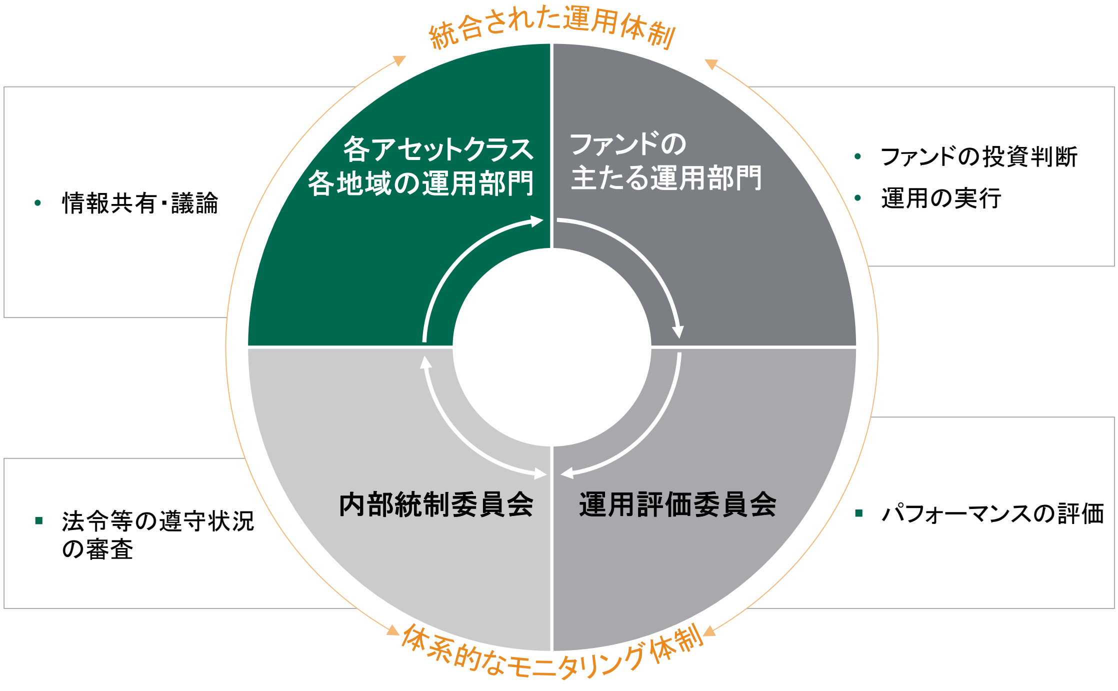

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

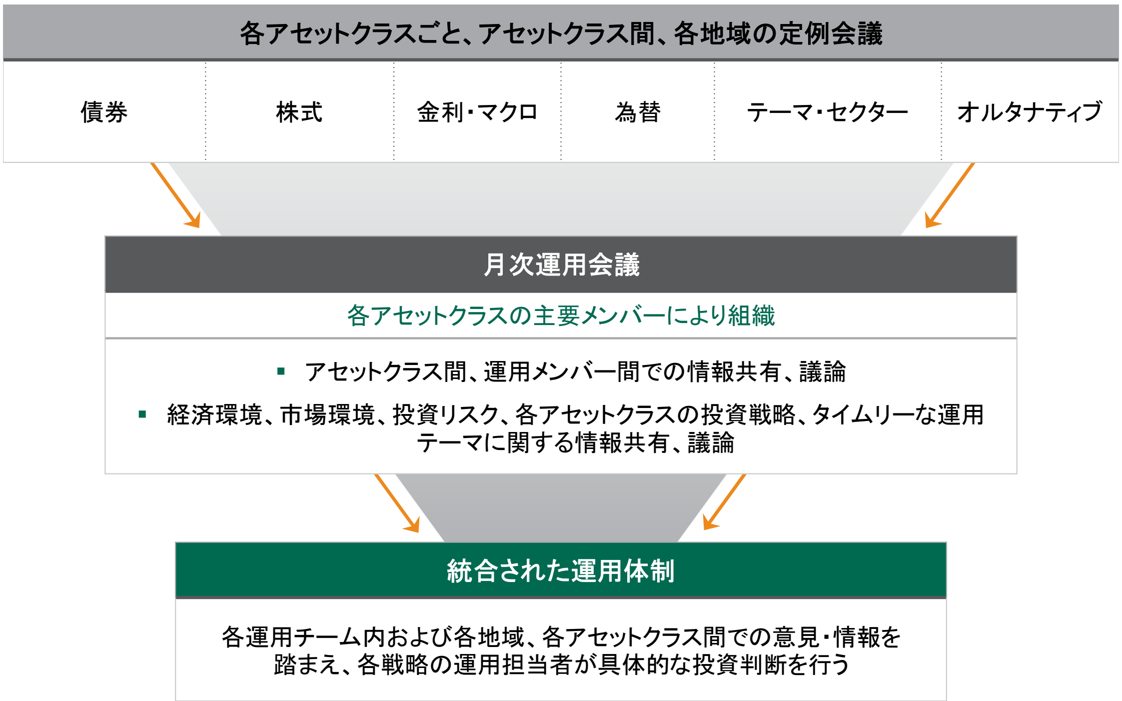

※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2021年4月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	16	38,131 百万円
追加型株式投資信託	54	280,469 百万円
合計	70	318,600 百万円

3【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

２．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

３．当社は、第36期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第１項の規定により、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２１年3月２３日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会　 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丘本　正彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤　志保

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０２０年1月1日から２０２０年１２月３１日までの第３６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０２０年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査

証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第35期 (2019年12月31日現在)		第36期 (2020年12月31日現在)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		509,244		792,111
短期貸付金		700,000		500,000
前払金		1,802		1,791
前払費用		21,559		30,575
未収入金		66,346		172,043
未収委託者報酬		449,886		407,943
未収運用受託報酬		266,278		265,337
未収還付法人税等		17,556		-
立替金		3,462		6,848
未収収益		1,347		992
流動資産合計		2,037,483		2,177,643
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	0	*1	0
工具器具備品	*1	0	*1	0
有形固定資産合計		0		0
無形固定資産				
電話加入権		0		0
無形固定資産合計		0		0
投資その他の資産				
投資有価証券		958		-
関係会社株式		164,013		164,013
敷金保証金		109,816		109,816
預託金		74		74
繰延税金資産		81,814		72,366
投資その他の資産合計		356,678		346,271
固定資産合計		356,678		346,271
資産合計		2,394,162		2,523,915

（単位：千円）

	第35期 （2019年12月31日現在）	第36期 （2020年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	18,935	20,227
未払金		
未払収益分配金	240	240
未払手数料	165,228	155,092
その他未払金	120,558	169,307
未払費用	492,902	570,920
未払役員賞与	35,110	70,421
未払法人税等	2,759	18,718
未払消費税等	29,005	71,772
リース債務	3,822	3,860
流動負債合計	868,561	1,080,560
固定負債		
賞与引当金	77,360	90,700
役員賞与引当金	15,849	20,245
退職給付引当金	80,317	80,768
役員退職慰労引当金	4,178	4,959
リース債務	13,020	9,159
固定負債合計	190,725	205,833
負債合計	1,059,286	1,286,393
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	58,876	58,876
資本剰余金合計	58,876	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	△ 219,029	△ 316,468
利益剰余金合計	276,083	178,644
株主資本合計	1,334,959	1,237,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 84	-
評価・換算差額等合計	△ 84	-
純資産合計	1,334,875	1,237,521
負債・純資産合計	2,394,162	2,523,915

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第35期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）	第36期 （自2020年 1月 1日 至2020年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	2,530,890	2,590,929
運用受託報酬	1,201,694	1,196,595
その他営業収益	185,874	233,542
営業収益合計	3,918,459	4,021,068
営業費用		
支払手数料	1,037,516	1,071,226
広告宣伝費	15,268	12,735
調査費		
調査費	543,109	523,432
委託調査費	851,849	933,686
営業雑経費		
通信費	9,819	10,199
印刷費	61,544	51,441
協会費	5,693	5,417
図書費	1,627	1,455
その他	12,530	－
営業費用合計	2,538,961	2,609,594
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	689,368	657,598
賞与	204,183	182,711
役員賞与	33,355	56,845
賞与引当金繰入	38,699	59,509
役員賞与引当金繰入	8,587	19,050
交際費	1,922	973
寄付金	－	281
旅費交通費	12,949	3,593
租税公課	23,793	28,069
不動産賃借料	173,435	174,274
退職給付費用	39,758	43,381
役員退職慰労引当金繰入	780	780
固定資産減価償却費	9,669	1,345
業務委託費	259,971	181,687
諸経費	54,371	47,990
一般管理費合計	1,589,446	1,496,692
営業利益又は営業損失（△）	△ 209,947	△ 85,218

営業外収益				
受取利息		7,237		6,270
受取配当金		13		3
為替差益		6,172		4,907
雑収入		784		281
営業外収益合計		14,208		11,463
営業外費用				
支払利息		137		154
投資有価証券償還損		−		85
営業外費用合計		137		240
経常利益又は経常損失（△）		△ 195,877		△ 73,996
特別損失				
固定資産除却損	*1	7		−
減損損失	*2	55,969	*1	8,754
退職特別加算金		15,435		−
投資有価証券償還損		31		−
特別損失合計		71,443		8,754
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△ 267,320		△ 82,750
法人税、住民税及び事業税		1,092		5,239
法人税等調整額		3,630		9,448
法人税等合計		4,722		14,688
当期純利益又は当期純損失（△）		△ 272,043		△ 97,438

(3)【株主資本等変動計算書】

第35期（自 2019年1月 1日至 2019年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産合計
		資本剰余金			利益剰余金							
						その他利益剰余金						
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	任意積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,000,000	58,876	−	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	△ 360	△ 360	1,606,642
当期変動額												
当期純利益又は当期純損失（△）	−	−	−	−	−	−	△ 272,043	△ 272,043	△ 272,043	−	−	△ 272,043
株主資本以外の項目の当期間中の変動額（純額）	−	−	−	−	−	−	−	−	−	276	276	276
当期変動額合計	−	−	−	−	−	−	△ 272,043	△ 272,043	△ 272,043	276	276	△ 271,766
当期末残高	1,000,000	58,876	−	58,876	265,112	230,000	△ 219,029	276,083	1,334,959	△ 84	△ 84	1,334,875

第36期（自 2020年1月 1日至 2020年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
		資本剰余金		利益剰余金							
					その他利益剰余金						
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	任意積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 219,029	276,083	1,334,959	△ 84	△ 84	1,334,875
当期純損失（△）	−	−	−	−	−	△ 97,438	△ 97,438	△ 97,438	−	−	△ 97,438
株主資本以外の項目の当期間中の変動額（純額）	−	−	−	−	−	−	−	−	84	84	84
当期変動額合計	−	−	−	−	−	△ 97,438	△ 97,438	△ 97,438	84	84	△ 97,354
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 316,468	178,644	1,237,521	−	−	1,237,521

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し､売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります｡ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年3月31日）

(1)概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年7月4日）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）

(1)概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2)適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　2020年3月31日）

(1)概要
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを目的とするものです。

(2)適用予定日
2021年12月期の年度末より適用予定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号　2020年3月31日）

(1)概要
当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2)適用予定日
2021年12月期の年度末より適用予定であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第35期 2019年12月31日現在	第36期 2020年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　141,905千円 工具器具備品　118,436千円 リース資産　19,353千円 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　141,905千円 工具器具備品　120,466千円 リース資産　19,353千円 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

（損益計算書関係）

第35期 自　2019年　1月　1日 至　2019年12月31日	第36期 自　2020年　1月　1日 至　2020年12月31日
*1　固定資産除却損は、建物附属設備7千円であります。	
*2　減損損失 （1）減損損失を認識した資産または資産グループの概要 場所：東京都千代田区／用途：事業用資産／種類：建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権	*1　減損損失 （1）減損損失を認識した資産または資産グループの概要 場所：東京都千代田区／用途：事業用資産／種類：工具器具備品、ソフトウェア
（2）減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。	（2）減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。
（3）減損損失の金額 減損損失の内訳は、建物附属設備26,617千円、工具器具備品8,063千円、リース資産16,450千円、ソフトウエア962千円、電話加入権3,875千円であります。	（3）減損損失の金額 減損損失の内訳は、工具器具備品1,894千円、ソフトウエア6,859千円であります。
（4）資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上しております。	（4）資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上しております。
（5）回収可能価額の算定方法 事業用資産ついては正味売却価額を使用しておりますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。	（5）回収可能価額の算定方法 事業用資産ついては正味売却価額を使用しておりますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

第35期 （1）の表：

場所	用途	種類
東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権

第36期 （1）の表：

場所	用途	種類
東京都千代田区	事業用資産	工具器具備品、ソフトウェア

（株主資本等変動計算書関係）

第35期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株
合　計	42,000 株	-	-	42,000 株

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

第36期（自2020年1月1日至2020年12月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません

4.配当に関する事項

該当事項はありません

（リース取引関係）

第35期 自　2019年　1月　1日 至　2019年12月31日	第36期 自　2020年　1月　1日 至　2020年12月31日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産　主として、本社における複合機（工具器具備品）であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.　固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 ・有形固定資産　主として、本社における複合機（工具器具備品）であります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.　固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第35期（自 2019年1月 1日至 2019年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1）現金・預金	509,244	509,244	-
2）短期貸付金	700,000	700,000	-
3）未収入金	66,346	66,346	-
4）未収委託者報酬	449,886	449,886	-
5）未収運用受託報酬	266,278	266,278	-
6）未収収益	1,347	1,347	-
7）投資有価証券	958	958	-
資産計	1,994,062	1,994,062	-
1）未払手数料	165,228	165,228	-
2）その他未払金	120,558	120,558	-
3）未払費用	492,902	492,902	-
4）リース債務（※1）	16,842	16,842	-
負債計	795,531	795,531	-

（※1）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1）現金・預金、2）短期貸付金、3）未収入金、4）未収委託者報酬 、5)未収運用受託報酬、6)未収収益

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7）投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1）未払手数料、2)その他未払金、3)未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4）リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1）現金・預金	509,244	-	-	-
2）短期貸付金	700,000	-	-	-
3）未収入金	66,346	-	-	-
4）未収委託者報酬	449,886	-	-	-
5）未収運用受託報酬	266,278	-	-	-
6）未収収益	1,347	-	-	-
合計	1,993,103	-	-	-

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4）リース債務	3,822	13,020	-	-
合計	3,822	13,020	-	-

第36期（自 2020年1月 1日至 2020年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産･負債を保有しているため､為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1）現金・預金	792,111	792,111	－
2）短期貸付金	500,000	500,000	－
3）未収入金	172,043	172,043	－
4）未収委託者報酬	407,943	407,943	－
5）未収運用受託報酬	265,337	265,337	－
6）未収収益	992	992	－
資産計	2,138,428	2,138,428	－
1）未払手数料	155,092	155,092	－
2）その他未払金	169,307	169,307	－
3）未払費用	570,920	570,920	－
4）リース債務（※1）	13,020	13,020	－
負債計	908,341	908,341	－

（※1）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1）現金・預金、2）短期貸付金、3）未収入金、4）未収委託者報酬 、5)未収運用受託報酬、6)未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1）未払手数料、2）その他未払金、3）未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4）リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1）現金・預金	792,111	－	－	－
2）短期貸付金	500,000	－	－	－
3）未収入金	172,043	－	－	－
4）未収委託者報酬	407,943	－	－	－
5）未収運用受託報酬	265,337	－	－	－
6）未収収益	992	－	－	－
合計	2,138,428	－	－	－

（注4） リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4） リース債務	3,860	9,159	－	－
合計	3,860	9,159	－	－

（有価証券関係）

第35期（2019年12月31日現在）

1.子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	958	1,042	△ 84

3.当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第36期（2020年12月31日現在）

1.子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

（退職給付関係）

第35期（2019年12月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	79,579
退職給付費用	10,983
退職給付の支払額	△ 10,246
期末における退職給付引当金	80,317

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317
退職給付引当金	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　10,983千円

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,774千円でありました。

第36期（2020年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	80,317
退職給付費用	10,764
退職給付の支払額	△ 10,313
期末における退職給付引当金	80,768

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768
退職給付引当金	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　10,764千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。

（税効果会計関係）

第35期
2019年12月31日現在

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（単位：千円）

税務上の繰越欠損金（注）2	562,636
未払金否認	10,895
未払賞与・賞与引当金否認	89,042
退職給付引当金否認	24,596
役員退職慰労引当金否認	1,279
減損損失	17,140
資産除去債務	20,951
その他	9,969
繰延税金資産小計	736,512
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 562,636
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 92,061
評価性引当額小計（注）1	△ 654,697
繰延税金資産合計	81,814
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	81,814

（注）1　繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じた主な理由は、当期純損失による税務上の繰越欠損金の増加によるものであります。

（注）2　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	157,980	194,576	-	-	-	210,080	562,636
評価性引当額	△ 157,980	△ 194,576	-	-	-	△ 210,080	△ 562,636
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.1%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△4.7%
住民税均等割	△1.4%
評価性引当額	△24.6%
その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.8%

第36期
2020年12月31日現在

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産 （単位：千円）

税務上の繰越欠損金（注）2	404,598
未払金否認	11,242
未払賞与・賞与引当金否認	95,288
退職給付引当金否認	24,731
役員退職慰労引当金否認	1,518
減損損失	18,792
資産除去債務	20,948
その他	9,004
繰延税金資産小計	586,125
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 404,598
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 109,161
評価性引当額小計（注）1	△ 513,759
繰延税金資産合計	72,366
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	72,366

（注）1　繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額155,128千円の繰越期限切れによるものです。

（注）2　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	194,548	-	-	-	100,173	109,876	404,598
評価性引当額	△ 194,548	-	-	-	△ 100,173	△ 109,876	△ 404,598
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

第35期
自 2019年 1月 1日
至 2019年12月31日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,530,890	1,201,694	185,874

(2) 地域毎の情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,457,846	206,738	213,081	40,793	3,918,459

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD 富士生命保険株式会社	522,602

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3.セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,590,929	1,196,595	233,542

(2) 地域毎の情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,614,518	247,014	146,251	13,283	4,021,068

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

（単位:千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD 富士生命保険株式会社	678,719

（注）当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3.セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

（関連当事者情報）

第35期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	－	－	－	千円 －	－	千円 －

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千 US ドル 209,089	持株会社	－	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 700,000	短期貸付金	千円 700,000
								受取利息 *5	千円 7,159	未収収益	千円 1,348
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 361,022	未収入金	千円 3,201
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千 US ドル 2	投資運用会社	－	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 279,387	未収入金	千円 52,779
								委託調査費の支払 *4	千円 348,860	未払費用	千円 62,038
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	－	－	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 211,539	未払費用	千円 43,784
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千 US ドル 369	投資運用会社	－	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 205,254	未収運用受託報酬	千円 28,970
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	千 US ドル 28,651	投資運用会社	－	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 70,969	その他未払金	千円 10,191
								委託調査費の支払 *4	千円 29,493	未払費用	千円 5,742

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

＊1　上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2　役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊3　役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊4　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

＊5　金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)　親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド(金融商品取引所に上場しておりません)

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド(金融商品取引所に上場しておりません)

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl(金融商品取引所に上場しておりません)

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.(金融商品取引所に上場しておりません)

(2)　重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第36期（自2020年1月1日　至2020年12月31日）

1.関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	－	－	－	千円 －	－	千円 －

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 364,048	持株会社	－	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 500,000	短期貸付金	千円 500,000
								受取利息 *5	千円 6,187	未収収益	千円 992
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 199,017	未収入金	千円 95,976
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	－	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 312,108	未収入金	千円 39,898
								委託調査費の支払 *4	千円 354,326	未払費用	千円 63,555
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	－	－	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 225,237	未払費用	千円 37,047
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	－	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 138,787	未収運用受託報酬	千円 24,087
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	千USドル 28,651	投資運用会社	－	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 105,862	その他未払金	千円 64,579
親会社の親会社	パインブリッジ・インベストメンツ LP	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 53,152	持株会社	－	－	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 17,732	その他未払金	千円 17,732

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1　上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2　役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊3　役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊4　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

＊5　金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（１株当たり情報）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
1株当たり純資産額	31,782円74銭	1株当たり純資産額	29,464円79銭
1株当たり当期純損失金額	6,477円21銭	1株当たり当期純損失金額	2,319円96銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
当期純損失	272,043 千円	当期純損失	97,438 千円
普通株主に帰属しない金額	－	普通株主に帰属しない金額	－
普通株主に係る当期純損失	272,043 千円	普通株主に係る当期純損失	97,438 千円
普通株式の期中平均株式数	42,000 株	普通株式の期中平均株式数	42,000 株

（重要な後発事象）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド

投資信託約款

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針
主として、独立行政法人住宅金融支援機構が発行している貸付債権担保住宅金融支援機構債券（以下「機構債」といいます。）に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度
①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として独立行政法人住宅金融支援機構が発行している機構債を中心に投資を行います。
②原則として、日本国債と同等またはそれ以上の格付けを付与されている銘柄に投資を行い、信用リスクの低減を図ります。
③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限
①株式への実質投資は、転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得するものに限り、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
②同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
④外貨建資産への投資は行いません。
⑤デリバティブへの投資は行いません。
⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率については制限を設けません。

３．収益分配方針
原則として、年2回（原則、3月15日および9月15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。
①分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する利子･配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）の全額とします。
②分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
パインブリッジ日本住宅金融支援機構債ファンド
投 資 信 託 約 款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条第 1 項および第 2 項、および第 26 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第２条　委託者は、金 100 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
（信託金の限度額）
第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第４条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から 2032 年 4 月 26 日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第6条　この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第７条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 100 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ、均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第 10 条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）
②　委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
③　委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
（受益権の設定にかかる受託者の通知）
第 11 条　受託者は、第 2 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、また、追加信託により生

じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条　委託者、委託者の指定する金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行うものをいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関（以下「指定販売会社」といいます。）が独自に定める申込単位（お申込みは 1 口以上とします。）をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。

②　前項の取得申込者は委託者または指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者または指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の手数料の額は、取得申込受付日の基準価額（この投資信託契約締結日前の取得申込については 1 口につき 1 円とします。）に 1.5%の率を乗じて得た額を上限として、委託者または指定販売会社が独自に定めるものとします。

⑤　第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 40 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 34 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 13 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

　イ．有価証券

　ロ．約束手形（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

　ハ．金銭債権（イ．ロ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

　イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。また、金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券ならびに第8号および第12号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券ならびに第8号および第12号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、取得時において、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める株式または投資信託証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることが無いものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第29条から第31条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができ

る取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第29条から第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、投資信託財産の運用に当たっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものへの投資に限るものとし、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、もしくは取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第20条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用リスク集中回避のための投資制限の例外）

第21条　一般社団法人投資信託協会規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率については制限を設けません。

第22条　（ 削除 ）

第23条　（ 削除 ）

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

第25条　（ 削除 ）

（信託業務の委託等）

第26条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により、投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第27条　金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引

業を行うものおよび外国の法令に準拠して設立された法人でこれらに類するものをいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 28 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 29 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 30 条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 31 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 32 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 33 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 34 条　この信託の計算期間は、毎年 3 月 16 日から 9 月 15 日および 9 月 16 日から翌年 3 月 15 日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第 1 計算期間は投資信託契約締結日から平成 24 年 9 月 18 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条に定める信託終了の日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 35 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託

者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第36条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第37条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の67以内の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第38条　投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．投資信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減して得た額から、みなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる利子・配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第39条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第40条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者または指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。また、委託者は、委託者自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）は、受益者毎の当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替

口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 42 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 41 条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 42 条　受益者（指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。

④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 3 項の規定に準じて算出された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第43条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 44 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合も同じとします。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第46条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第47条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第48条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第49条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第50条　この信託は、受益者が第42条に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第44条に規定する投資信託

契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 51 条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第 52 条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第 53 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 54 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 55 条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 24 年 4 月 23 日

委託者　　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社